

# 大阪府自殺対策基本指針・プログレスシート【施策の進行シート】

## 【資料2-2】

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						平成30年度		令和元年	
大	中	小				事業見込み	事業実績	事業見込み	
1	1	(1) ①	市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される	市町村自殺対策主管課担当者会議での自殺対策計画について説明実施、必要な情報を提供するなどを支援を行う。	市町村自殺対策主管課担当者会議で説明を行った。また、市町村からの問い合わせに対し、助言、技術支援を行った。	国からの自殺対策計画関連の連絡等を遅滞なく市町村へ送付し円滑な計画実施を促す。	こころの健康総合センター
2	2	(1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	必要な情報収集、分析をおこない、実態を把握をしていく。	自殺者統計などの情報を収集した。	必要な情報収集、分析を行い、実態を把握をしていく。	こころの健康総合センター
3	2	(1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	府内の自殺の実態を把握・分析したものをもとに、広域での実施が効果的な事業を実施できるようになっている。	厚生労働省や府警察本部より情報提供のある月別の自殺者数等について、自殺対策推進センターと連携しながら府内市町村別に分析を行い、庁内関係各課、府内市町村等に情報提供を行う。	統計データの随時提供及び会議、セミナーを通じて情報提供を行った。 ・市町村会議：H30.5.17	厚生労働省や府警察本部より情報提供のある月別の自殺者数等について、自殺対策推進センターと連携しながら府内市町村別に分析を行い、庁内関係各課、府内市町村等に情報提供を行う。	地域保健課
4	2	(1) ①	自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	毎月、月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供を行った。	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う。	生活安全総務課
5	2	(2) ①	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速な情報提供を行い、計画策定等に活かすことができている。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	自殺者数など、各市町村別に確認できるようにホームページにて情報提供を行った。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	こころの健康総合センター
6	3	(1) ①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	ホームページにて自殺についての正しい知識に関する情報を提供した。	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課
大	中	小				平成30年度		令和元年	
						事業見込み	事業実績	事業見込み	
7	3	(1) ②	エイズ予防 対策事業	府保健所医師・保健師 等のエイズカウンセリ ング能力の向上を目的 とした研修会及び個別 施策層を対象とした普 及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行 為を行う者)への理解 を深め、HIV/AIDS をはじめ、その他性 感染症の予防啓発に 繋げられるようになる。	①HIV/AIDS基礎研修 6月1日(金) 9時45分～17時15分 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 6月15日(金) 9時30分～17時 ③エイズカウンセリング研修(応用編) 7月6日(金) 9時30分～17時 ④HIV検査 相談指導者研修会 7月18日(水) 15時～17時 ⑤性感染症予防講習会 8月24日(金) 13時～16時 ⑥STI学習会(MSM向け 4回シリーズ) 7月16日(月) 14時～16時 9月24日(月) 14時～16時 10月 8日(月) 17時～20時 11月 3日(土) 14時～16時	①HIV/AIDS基礎研修 6月1日(金)9時45分～17時15分 参加者23名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 6月15日(金)9時30分～17時 参加者13名 ③エイズカウンセリング研修(応用編) 7月6日(金)9時30分～17時 参加者11名 ④HIV検査 相談指導者研修会 7月18日(水)15時～17時 参加者20名 ⑤性感染症予防講習会 8月24日(金)13時～16時 参加者164名 ⑥STI学習会(MSM向け4回シリーズ) ・7月16日(月) 14時～16時 参加者11名 ・9月24日(月) 14時～16時 参加者9名 ・10月 8日(月) 17時～20時 参加者11名 ・11月 3日(土) 14時～16時 参加者33名	①HIV/AIDS基礎研修 5月24日(金) 9時45分～17時15分 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 5月30日(木) 9時30分～17時 ③エイズカウンセリング研修(応用編) 6月7日(金) 9時30分～17時 ④HIV検査 相談指導者研修会 7月17日(水)13時～16時 ⑤性感染症予防講習会 8月8日(木)13時～16時 ⑥STI学習会(MSM向け 3回シリーズ) ・8月12日(月) 15時～17時 ・10月14日(月) 15時～17時 ・11月3日(月) 15時～17時	医療対策課
8	3	(1) ②	人権啓発事 業	性的マイノリティに関 しての正しい知識の普 及啓発を行う。	性的マイノリティに関 する府民の人権意識を 高める。	①人権情報ガイド「ゆまにてなにわ vol.33」への性的マイノリティの人権問 題に関する記事を掲載 ・発行予定部数: 墨字版 40,000部 点字版 100部 ②性的マイノリティの人権問題に関す る府民向け講演会 実施時期:平成30年10月13日(予 定) 予定参加者数:600名程度 ③学生企画による啓発コンテンツ作成 ④性的マイノリティの人権問題に関す る行政職員向け研修会 ⑤性的マイノリティの人権問題に関す る啓発パネルの作成 ⑥府民向け啓発チラシの増刷	①性的マイノリティの人権問題についての掲 載【「人権白書(ゆまにてなにわ)」ver.33】 「ゆまにてなにわ」と「人権白書」を統合し、 解説編と施策編の2部構成に再構築。 発行部数:墨字版:40,000部、点字版:150部 【性的マイノリティ当事者による対談誌「自分 を生きる」】発行部数:10,000部 ②性的マイノリティの人権問題に関する府民 向け講演会 「はるな愛講演会～一人ひとりの個性が あって、ええねんで!～」を実施 ・10月13日 和泉シティプラザ・来場者380名 ・3月23日 松原市文化会館・来場者585名 ③学生企画による啓発コンテンツ制作 大学生との協働により、性的マイノリティの 人権問題に関する啓発動画を制作し、SNSを 活用して展開 ④性的マイノリティに関する府職員向け研修 会 【基礎研修】8部局等(11月～2月 計10回) 【専門研修】LGBTハラスメント防止研修を 実施 幹部職員(11月9日 計2回) 一般職員(3月27日 計2回)	性的マイノリティの人権問題につ いての理解増進に向けた取組 ①人権白書「ゆまにてなにわ ver.34」への掲載 (解説編:墨字版:40,000部、点字 版:150部) ②(仮称)府民向けセミナー、当事 者等による交流会 ③(仮称)性的マイノリティ理解増進 等ガイドブック ④府職員研修	人権局

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
9	3	(2)	①	自殺予防普 及啓発	国が設定する自殺予防週 間(9月10日の世界 自殺予防デーから1週 間)、及び自殺対策強 化月間(3月)に、市町 村や関係機関・団体が 啓発活動を重点的に推 進できるよう自殺対策 推進センターと連携し ながら情報提供等を行う。	・国や府における自殺対 策の取組み等について情 報収集し、市町村や保健 所等に情報提供すること で、地域の実状に応じた 取組みの参考となり、地域 の自殺対策が強化されて いる。 ・自殺についての情報を 多く提供することで、自殺 が身近な社会的な問題と してとらえる府民が増えて いる	・国が設定する自殺予防週間(9月10日及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう、9月と3月の府内市町村での取組について府民等に情報提供を行う。 ・自殺対策推進センターと連携しながら、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月に重点的に自殺予防に関連する事業に取り組む。 ・自殺予防週間のある9月から、自殺対策の電話相談事業の一環として、LINEの無料通話機能を活用したLINEこころの電話相談を開始する。	・市町村取り組み一覧を府HPに掲載 ・国の作成する啓発ポスターを市町村等に配布 ・9月～LINEこころの電話相談を開始	・国が設定する自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう、9月と3月の府内市町村での取組について府民等に情報提供を行う。 ・自殺対策推進センターと連携しながら、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月に重点的に自殺予防に関連する事業に取り組む。 ・電話相談に併せて、厚生労働省が実施するSNS相談の周知を行う。	地域保健課
10	3	(2)	②	相談機関等 の啓発	多重債務、労働、DV、 女性相談、児童問題等 自殺の要因に繋がる各 相談機関等を広く府民 に啓発する冊子等の作 成、WEB掲載	様々な相談機関等につ いての情報が広く府民に 周知されるようになる。	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知していく。	ホームページにて様々な悩み(依存症、子どもなど)についての相談機関一覧を掲載した。各市町村、保健所の相談窓口の情報提供を行った。	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知していく。	こころの健康総合センター
11	3	(3)	①	リーフレット 作成・パネ ル作成貸出	うつ病、アルコール依存 症等の精神疾患の理解 と対応、メンタルヘル ス・自殺関連のパネル やリーフレットの作成・ 貸し出しや、ホームペ ージを利用して普及啓発 を行う。	精神疾患の理解が深ま り、うつ病やアルコール依 存症等の精神疾患の早期 発見・早期治療が行われ るようになる。	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出し、ホームページを利用して普及啓発を実施。	市町村、保健所等へリーフレット配布、ポスター作成・提供した。	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出し、ホームページを利用して普及啓発を実施。	こころの健康総合センター
12	4	(1)	①	教育相談に 関する教職 員研修	教育相談研修や府立学 校首席研修において、 すこやか教育相談(メ ール相談)や関係機関連 携等による自殺企図者 への支援について講 義。	教職員一人ひとりのカ ウンセリングスキル等 の資質向上が図られて いる。	教育相談に関する研修において、自殺予防を取り上げる予定である。	教育相談基礎研修において「精神的問題の理解」研修を実施。自殺防止についても取り上げた。講師は大阪府こころの健康総合センター医師。	教育相談に関する研修において、自殺予防を取り上げる予定である。	教育センター
13	4	(1)	②	生徒指導者 養成研修の 周知	文部科学省が実施する 生徒指導者養成研修に ついて、各私立学校に 周知	文部科学省の研修等を 活用することにより、私 立学校教員の自殺対策 に係るスキルが向上す る	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	同研修につき、各私立学校に周知した。	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	私学課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
14	4	(1)	②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会について、各私立学校に周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	同協議会につき、各私立学校に周知した。	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	私学課
15	4	(1)	②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	同施策にかかる資料等につき、各私立学校に周知した。	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	私学課
16	4	(1)	②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知されている。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知。	実施済み	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知。	高等学校課
17	4	(2)	①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催 ・600名(年間100名×6年)	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	ゲートキーパー養成、自殺未遂者支援、若年層向け、自死遺児等をテーマに自殺対策研修を実施した。	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	こころの健康総合センター
18	4	(2)	②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。	受講者が臨床で認知行動療法を実施している。H29に研修を100名を対象に実施 【平成29年度で終了】				こころの健康総合センター
19	4	(2)	③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	研修などを通して、過量服薬など自殺未遂に関する理解が深まる。	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	「自殺未遂支援」研修を1回実施した。 医療関係者13名受講。	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	こころの健康総合センター・薬務課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
20	4	(3)	②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダー養成等を行う。	市町村高齢介護担当者のゲートキーパー研修受講並びにリーダー養成研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	高齢介護担当者に対して、ゲートキーパー研修ができるように検討を行う。	高齢介護担当者に特化した研修は未実施。	高齢介護担当者に対して、ゲートキーパー研修ができるように検討を行う。	こころの健康総合センター
21	4	(3)	③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。 目標:毎年15回程度開催。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:15日間、参加者予定:1,590人】	15回	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:14日間、参加者予定:4,070人】	地域福祉課
22	4	(3)	①	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	市町村自殺対策担当者の研修受講並びにリーダー養成を行うことで、地域に応じた自殺対策が推進されている。 目標・受講者数120名(41市町村×3年)	市町村自殺対策担当者に対して、地域に応じた自殺対策を推進をしていくために必要な研修等の企画について検討を行う。	自殺対策研修を実施。 ・5回 63名の市町村職員が受講	市町村自殺対策担当者に対して、地域の実情に応じた自殺対策を推進をしていくために必要な研修等の企画について検討を行う。	こころの健康総合センター
23	4	(4)	①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談への的確な対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスケアを含む相談への的確な対応ができるようにする。 ・研修及び情報交換会の実施(毎年各1回)	○研修及び情報交換会開催 ・開催回数 各1回	○労働相談関係機関担当者等研修 ・開催回数 1回 ・参加者 29人 ○情報交換会 ・開催回数 1回 ・参加者 27人	○研修会及び情報交換会開催 開催回数 各1回	総合労働事務所

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
24	4	(4)	②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	リーフレット・手引き集を配布することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及がされている。 目標:全機関124カ所	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にリーフレット等の配布を行う。	ストレスに関するリーフレットを改訂・作成。市町村等の関係部署へ配布した。	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にメンタルヘルスに関するリーフレット等の配布を行う。	こころの健康総合センター
25	4	(4)	③	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、職域におけるメンタルヘルス対策が推進されている。 目標:240名(年間40名×6年)	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	大阪産業保健総合支援センターと連携し研修会を3回実施した。 計137名受講(22名、66名、49名)	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	こころの健康総合センター
26	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。 目標:受講者 40名/年	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	テキスト講習会を実施した。 ・1回25名受講	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	こころの健康総合センター
27	4	(4)	④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣	今まで養成したリーダーに講師をなってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	ワークショップはH29に25名を対象に開催し終了するが、要請に応じて講師派遣は継続実施し、ゲートキーパーとしてよりスキルを高めている。	研修については平成29年度で終了。 地域より要請があった際は講師派遣を行う。	危機介入スキルワークショップ講師派遣 ・1回	ワークショップについては平成29年度で終了。 地域より要請があった際は講師派遣を行う。	こころの健康総合センター
28	4	(4)	④	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	様々な分野において、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識が普及されているようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	自殺対策研修を実施。 ・5回305名受講	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
29	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	保健所、市町村が主催で各地域でゲートキーパー養成研修を実施し、地域において研修が実施されている。 目標:受講者数6000名(年間1000名×6年)	保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	保健所、市町村自殺対策担当者等が講師となり、各地域で様々な対象に向けて研修を実施し、ゲートキーパーを養成した。 開催回数:38回 受講者数:1298名	保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	こころの健康総合センター
30	4	(5)	①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	対象に応じたテキストを作成し、幅広いゲートキーパー養成に活用されている。 若年者層向け教材の作成(H29) 高齢介護支援者向け教材の作成(H30) 既存の教材の内容更新(随時)	対象に応じたテキストを作成、既存のテキストの更新等を行う。	・若年者層を対象とした冊子を作成した。 ・既存テキストの内容を更新。	若年層を対象とした講師用テキストを作成する。 既存のテキストの更新等を行う。	こころの健康総合センター
31	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を配布する。	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	適切な相談対応ができるような手引き集の検討をおこなう。また、要請に応じて配布。	既存の手引き集の配布はなし。	適切な相談対応ができるような手引き集もしくはそれに代わるようなものを作成する。	こころの健康総合センター
32	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため手引き集を配布する。	各機関の相談担当者に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な支援が行えるようになる。	適切な相談対応ができるような手引き集の検討をおこなう。また、要請に応じて配布。	既存の手引き集の配布はなし。	適切な相談対応ができるような手引き集もしくはそれに代わるようなものを作成する。	こころの健康総合センター
33	4	(6)	①	自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	研修開催、講師派遣等を行うことで、こころの健康を維持しより良い支援が行えるようになる。 目標:30回(年間5回)	要請に応じて講師派遣等を行っていく。	支援者のメンタルヘルスに関する研修会への講師派遣。 ・3回	要請に応じて講師派遣等を行っていく。	こころの健康総合センター
34	4	(7)	①	自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健所等において、より適切な支援が行えるようになる。	事例検討会を年3回実施予定。	事例検討会を実施。 ・3回	事例検討会を年3回実施予定。	こころの健康総合センター

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
35	4	(7)	①	自殺対策人材養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健所・市町村・消防・警察・教育等関係職員を対象に、適切な対応をするための研修を行う。	遺族等に対応する職員が適切に対応できるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	遺族、特に遺児等の相談対応が適切に行えるよう、研修を実施していく。	「自死遺児相談従事者養成研修」を実施。 ・1回90名受講	遺族、特に遺児等の相談対応が適切に行えるよう、研修を実施していく。	こころの健康総合センター
36	5	(1)	①	配付した冊子の普及と活用を図る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料集及び教師用指導書を各学校に配付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用。 【H30年度道徳の教科化により終了】	冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用 小学校 100% 中学校 100%			小中学校課
37	5	(2)	①	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	・府内事業所におけるメンタルヘルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人 (年2回×定員200人×6年間)	○メンタルヘルス推進担当者養成研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員200人×2回	○研修会 ・開催回数 2回 ・受講者数 316人(合計)	○事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員200人×2回	総合労働事務所
38	5	(2)	①	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	・良好な職場環境の形成 ・セミナー受講者 1,200人 (年2回×定員100人×6年間)	○セミナー開催 ・年2回 ・定員100人×2回	○セミナー開催 ・開催回数 4回 ・受講者数 364人(合計) (一部再掲)	○セミナー開催 ・年2回 ・定員100人×2回	総合労働事務所
39	5	(2)	①	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	・労使間トラブルの未然防止及び労働環境の向上 ・セミナー受講者 6,000人 (年14回 1,000人×6年)	○セミナー開催 年14回 定員 計1,000人	○セミナー ・開催回数 26回 ・受講者数 1,393人(合計)	○セミナー開催 ・年14回 ・定員 計1,000人	総合労働事務所
40	5	(2)	②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談:毎月5回 相談者 600人 ・特別相談会:毎年2回 相談者 120人	○専門相談 ・毎月5回 ○特別相談会開催 ・年2回	○専門相談 ・開催回数 毎月5回 ・相談者 36人 ○特別労働相談会 ・開催回数 2回 ・相談件数 423件	○専門相談 ・毎月5回 ○特別労働相談会の実施 ・年2回	総合労働事務所



指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
41	5	(2)	②	男性のための電話相談事業	夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	男性相談員による男性のための電話相談を実施し、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざす。	電話相談 第2、3土曜日 17:00～21:00 その他の週水曜日 16:00～20:00	電話相談 227件	電話相談 第2、3土曜日 16:00～20:00 第1、4水曜日 16:00～20:00 ※令和元年7月から一部時間変更	男女参画・府民協働課
42	5	(3)	①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関する啓発を行う	リーフレット等の啓発を通して地域でこころの健康づくりについて理解が深まる。	要請に応じて配布し、相談対応等で活用していく。	ストレスに関するリーフレットの配布。 ・4,995部	要請に応じて配布し、相談対応等での活用を促す。	こころの健康総合センター
43	5	(3)	②	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	まちの景観や魅力を高めるとともに、憩いやスポーツ、観光など多様な活動を展開でき、府民に親しまれる府営公園となっている。	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点となる防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。			都市整備部
44	5	(4)	①	災害時こころのケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する。	ガイドライン・マニュアルを作成し、周知されている人材養成研修・災害訓練を実施、資機材等の整備おこない、災害時の対応に備えている。	発災時を想定し、平時より人材養成、体制整備等を進めていく。	DPAT養成研修実施。 ・31名受講 災害訓練参加。	発災時を想定し、平時より人材養成、体制整備等を進めていく。	こころの健康総合センター
45	6	(1)	①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神障がい者が心療内科等適切な医療機関につながる ・精神障がい者の早期治療や社会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施 ※府保健所数が増えることにより相談目標件数は未設定とする	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	こころの健康相談事業 相談件数 件: 3801 件	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	地域保健課 ・保健所

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
46	6	(1)	①	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰り返す者が適切な相談機関が利用できるようになる。 平成34年度・・・24,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数16,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数: 16,187 件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数16,000件	地域保健課
47	6	(1)	②	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	広報等によりうつ病に罹患した人がより早く医師等の専門家に相談できるようになる。 うつ病に関するリーフレットの配布数1000部	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	うつ病に関するリーフレット配布。 ・440部	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう広報啓発を行う。	こころの健康総合センター
48	6	(1)	③	自殺対策人材養成研修及び講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者を対象に研修開催及び講師派遣を行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患の理解を深め、早期発見・治療につながるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	精神疾患の理解と適切な対応のため、要請に応じていく。	精神疾患(精神障がい)の理解に関する研修会に講師派遣。 ・5回	精神疾患の理解と適切な対応のため、要請に応じていく。	こころの健康総合センター
49	6	(1)	④	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	・依存症の本人及び家族に対して、適切に支援できる人材を増やす。 ・関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の開催	関係機関職員専門研修会、医療機関職員専門研修をそれぞれ実施する。	関係機関職員研修を実施。 ・11回 441人受講 医療機関職員専門研修実施。 ・2回 134人受講	関係機関職員専門研修会、医療機関職員専門研修をそれぞれ実施する。	こころの健康総合センター
50	6	(1)	④	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	ホームページ等により、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、公表を行う	依存症者が適切な治療・支援に繋がるようになる。	ホームページ等において、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、公表を行う。	・専門医療機関:9 ・治療拠点機関:1 ・相談拠点:府こころC,府・中核市保健所	ホームページ等において、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、公表を行う。	地域保健課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
51	6	(1)	④	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するアルコール健康障がい対策部会において、アルコール健康障がい対策推進計画について検討を行う。	アルコール依存症者が継続的な治療・相談支援を行うための体制の整備ができる。	アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・アルコール健康障がい対策部会の開催 ・市町村アルコール健康障がい対策担当者会議の開催	・計画:平成29年9月策定済み ・部会の開催(2回) ①8/6、②11/29 ・市町村会議(1回)10/9	アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・アルコール健康障がい対策部会の開催 ・市町村アルコール健康障がい対策担当者会議の開催	地域保健課
52	6	(2)	①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、府立精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	・府内における地域との保健福祉教育関係機関等との連携会議の開催や症例検討会等を実施。参加する関係機関を拡大させる。	連携会議や症例検討会等の回数 210回以上	連携会議: 329回 症例検討会: 3回	連携会議や症例検討会等の回数 210回以上  参加関係機関数 80カ所以上	地域保健課
53	6	(3)	①	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力を行う。	各地域において自殺対策におけるネットワークが構築される。	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	各地域でネットワークが構築されるように支援。	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	こころの健康総合センター
54	7	(1)	①	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、いじめ・悩み等の問題を早期に発見・対応する。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	79の私立高等学校、41の私立中学校、12の私立小学校に対して同事業にかかる費用の一部を補助した。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	私学課
55	7	(1)	①	子どもの人権SOSミニレター事業(法務省実施)への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	法務省の取組みである「子どもの人権SOSミニレター事業」を活用し、身近な人にも相談できない児童生徒の悩みを的確に把握し、関係機関と連携し問題の解決にあたる。	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	同協力依頼につき、各私立小中学校に周知、依頼した。	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	私学課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
56	7	(1)	①	障がいのあ る生徒の高 校生活支援 事業	希望する学校に臨床心 理士等、エキスパート支 援員を派遣	各校において、臨床心理 士等を活用した教育相談 体制が充実するとともに、 電話相談等の窓口が周知 され、子どもたちが安心 して相談できる環境が醸成 されている。	府立高校全校にスクールカウ ンセラーを配置し、教育相談体制の 充実を図る。 府立高校全校において、24時間 対応の電話相談等の窓口の周知 を図る。	実施済み	府立高校全校にスクールカウ ンセラーを配置し、教育相談体 制の充実を図る。 府立高校全校において、24時 間対応の電話相談等の窓口の 周知を図る。	高等学校 課
57	7	(1)	①	福祉・医療 関係人材の 活用事業費	希望する学校に臨床心 理士を派遣し、学校に おける教育相談体制の 充実を図る	臨床心理士を活用する ことで、友人関係、家庭環 境等の課題からくる、子ど もの不安定な精神の安定 化をはかり、安心して学校 に通学することができるよ うにする。	各学校において、昨年度の実 績、今年度の計画から、適切に 配置する。	府立支援学校において、臨床心理 士の活用校数は37校で、活用時間 は全体で1061時間であった。その 内、交通事故にあった児童、交通事 故を目撃した児童生徒への対応や 教員事案への対応として、1校に87 時間、臨床心理士を配置したケー スも含まれる。	各学校において、昨年度の実 績、今年度の計画から、適切 に配置する。	支援教育 課
58	7	(1)	①	スクールカ ウンセラー 配置事業	公立小中学校における スクールカウンセラーに よる児童生徒、保護者、 教職員等に対する相談 活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談 できる体制をめざす。 児童生徒、保護者、教職 員等からの個別相談への 対応	相談対応実施	90,509件(のべ件数)	相談対応実施	小中学校 課
59	7	(1)	①	スクール ソーシャル ワーカー活 用事業	スクールソーシャルワー カーによる児童生徒を 取り巻く環境の改善及 び助言・援助。	児童生徒が安心して学校 に通える体制をめざす。 教職員等からのすべての 相談へ対応	相談対応実施	5,391件(のべ件数)	相談対応実施	小中学校 課
60	7	(1)	①	すこやか教 育相談24	24時間体制で、子ども・ 保護者・教職員の相談 に対応	学校の相談体制の充実を めざす。 24時間体制における相談 への対応	相談対応実施	4,564件(のべ件数)	相談対応実施	小中学校 課

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
項目						平成30年度		令和元年		
大	中	小				事業見込み	事業実績	事業見込み		
61	7	(2)	①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行うとともに関係機関との情報共有を強化した。	少年課	
62	7	(2)	①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども家庭センター及び市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児童対策地域協議会における連携を強化することにより、子どもの適切な保護・支援を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日 22講座 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日 22講座	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 12日 23講座 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	家庭支援課
63	7	(2)	②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配慮した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を継続して推進する。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に添った支援を推進した。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に添った支援を推進する。	府民応接センター

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課		
大	中	小				平成30年度		令和元年			
						事業見込み	事業実績	事業見込み			
64	7	(3)	①	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関(府立母子保健総合医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・医師相談 : 18件 ・支援者向け研修会(2回)①8/27②3/8	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	地域保健課	
65	7	(4)	①	返済困難者(多重債務者)への相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 【平成30年3月30日をもって、相談業務終了】					金融課
66	7	(4)	②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加	・市町村連絡会議4回、従事者研修6回、地区別研修5回 ・全43市町村を訪問 ・広域就労支援事業を10自治体で実施 ・任意事業実施率H30:78.6%⇒H31:85.0%	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加	地域福祉課	
67	7	(4)	③	各実施機関が行う家庭訪問	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問を世帯の状況に応じ必要な回数実施。	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	各実施機関からの生活保護による最低限度の扶助と、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回数実施	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	社会援護課	
68	7	(5)	①	総合労働事務所における労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	・安定した労使関係構築の支援	○労働相談の実施 ・通年 ○特別労働相談会の実施(再掲) ・年2回	○労働相談 ・開催回数 通年 ・相談件数 11,163件 ○特別労働相談会(再掲) ・開催回数 2回 ・相談件数 423件	○労働相談の実施 ・通年 ○特別労働相談会の実施(再掲) ・年2回	総合労働事務所	

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課
項目						平成30年度		令和元年	
大	中	小				事業見込み	事業実績	事業見込み	
69	7	(5)	①	労働情報発信ステーション事業 府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援 ・府内7地域で開催 ・相談者 183人 ・情報提供 1,600件	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	○労働相談会等 ・開催回数 21回 ・相談者 176人 ・情報提供 14,199件 ・セミナー参加者 768人	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	総合労働事務所
70	7	(5)	②	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス 学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就職決定者数 年間8,000人 (関連事業含む)	就職決定者数 年間8,000人 (関連事業含む)	7,103人	8,000人	就業促進課
71	7	(5)	③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業 15歳から39歳まで(平成30年度は40代前半まで)の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間150名 (大阪府地域若者サポートステーション)	就職決定者数 年間144名 (大阪府地域若者サポートステーション)	81人	132人	就業促進課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
72	7	(5)	④	小規模事業 経営支援事 業	商工会・商工会議所等 と連携して、経営の安 定・改善・改革に取り組 む小規模事業者等に対 し、その経営課題を整 理するとともに、課題解 決に向けた支援として 必要な相談事業等を実 施する。	経営の安定・改善・改革に 取り組む小規模事業者等 に対し、その経営課題を 整理と課題解決に向けた 支援として必要な相談 事業等を実施	—			経営支援 課
73	7	(6)	①	女性の抱え る問題に関 する相談事 業	ドーンセンターにおいて、女 性が直面している様々 な問題について、相談カ ウンセリング、サポートグル ープ、法律相談の実施等 を通じ、女性の自立と主 体的な生き方をめざす ための必要な援助と解 決のためのサポートを 行う。また、男性のため の電話相談窓口を新た に設置する。 さらに、市町村相談員 等を対象に、ブロック別 事例検討会や、スキル アップ研修等を実施し、 市町村相談事業の充実 を図る。	府は広域自治体として、 ドーンセンターを拠点に専 門的広域的事業を実施 し、市町村相談事業の補 完・支援をするとともに、 関係部局・関係団体との 総合調整及び連携のもと 施策展開を図ることによ り、男女共同参画社会の 実現を目指す。	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～16:00  法律相談 第3木曜日 14:00～16:00	面接相談 1,382件 電話相談 2,353件 法律相談 29件	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 ※令和元年7月から一部時間 変更  法律相談 年16回	男女参 画・府民 協働課
74	7	(6)	①	・子ども家庭 センター(児 童相談所) における相 談支援 ・子どもの育 成支援事業 (24時間フ リーダイヤ ル)	府内6箇所の子ども家 庭センター(児童相談 所)での児童に関する 相談を実施。また、子ど も専用子どもの悩み相 談フリーダイヤルを設 置(24時間365日対 応)。	24時間365日、子どもの悩 みや、SOSをキャッチし、 迅速かつ適切な対応によ り必要な支援につなげる。	※予算は、子ども専用子どもの 悩み相談フリーダイヤルを含む 夜間・休日電話対応体制強化事 業にかかる予算。	子ども専用子どもの悩み相談フリー ダイヤル受電実績 2,569件	※予算は、子ども専用子どもの 悩み相談フリーダイヤルを 含む夜間・休日電話対応体制 強化事業にかかる予算。	家庭支援 課



指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
75	7	(6)	①	ひきこもり地 域支援セン ター事業	市町村や保健所等が支 援ひきこもり状態にある 本人や家族に対し、必 要に応じ地域にでかけ て精神保健福祉医療福 祉分野における専門相 談(コンサルテーション) を実施する。	ひきこもり状態にある本人 や家族が住み慣れた身近 な地域において多機関の 連携により、包括的な支 援を受けることができるよ うになる。	①各市町村の社会資源等の情報 収集。 ②市町村や保健所等でひきこも りに関する専門相談(コンサル テーション)の実施。 ③専門相談によるノウハウの蓄 積、評価・分析。 ④保健所等での家族教室、研修 会の運営支援。	①大阪府内(堺市・大阪市除く)生活 困窮窓口からの依頼を受け、訪問し 情報収集を行った。 ②コンサルテーション事例延数(電 話・訪問込み)236件 ③H30は実施せず ④1保健所で家族教室の運営支援 を行った。	①各市町村の社会資源等の情 報収集。 ②市町村や保健所等でひきこ もりに関する専門相談(コンサル テーション)の実施。 ③専門相談によるノウハウの 蓄積、評価・分析。 ④保健所等での家族教室、研 修会の運営支援。	こころの 健康総合 センター
76	7	(6)	①	こころの健 康相談統一 ダイヤル	自殺予防の相談電話 (こころの健康相談統一 ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3 月(自殺対策強化月間) は1か月間24時間体制 で集中電話相談を実 施。	こころの健康や死にたいと いう悩みを抱えた人が電 話で相談することで、必要 な医療機関や相談機関に 繋がっている。	こころの健康相談統一ダイヤル 実施。 LINE電話を利用した電話相談を 開始(平成30年9月より)。 対応力向上のため、電話相談員 を対象とした講義研修1回。事例 検討会を3回実施(平成30年11月 と平成30年1月)。	こころの健康相談統一ダイヤル、 LINE電話相談を月～金曜日、9時30 分～17時に実施。(統一ダイヤル延 べ件数5,046件、LINE電話相談240 件)。電話相談員対象の研修を1回、 事例検討会を3回実施。	①こころの健康相談統一ダイ ヤルを実施。 LINEアプリを利用したLINE電 話相談の実施。 ②電話相談対応力向上のため の事例検討会を4回実施。さら に講義形式の研修を1回実 施。	こころの 健康総合 センター
77	7	(6)	①	わかもの ハートぼち ぼちダイヤ ル	40歳未満の若者を対象 にした若者向け専用電 話相談	悩みを抱え、支援を必要と している若者が、若者専 用電話相談の存在を知 り、悩みを相談するよう になる。	①若者専用ダイヤルの実施。 ②電話相談対応力の向上のため の講義研修を1回、事例検討会を 3回実施。 ③チラシなどによる専門ダイヤル の周知。。	毎週水曜日9時30分～17時に、40歳 未満の若者を対象にした電話相談 を実施。(延べ件数106件) 電話相談員対象の研修を1回、事例 検討会を3回実施。	①若者専用ダイヤルの実施 ②電話相談対応力の向上のため の事例検討会を4回実施。さら に講義形式の研修を1回実 施。 ③リーフレットによる専門ダイ ヤルの周知。	こころの 健康総合 センター
78	7	(6)	②	難病患者の 支援	府保健所において、難 病患者への訪問や、地 域の関係機関と連携し て、難病患者の相談・支 援を行う。	難病患者が安定的な療養 生活を送ることができるよ う、大阪府全体の難病患 者支援の均てん化を図 る。	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や 患者を支援す るスタッフによる支援方針調整会 議	・訪問(実)1,141、(延)3,400 ・面接(実)13,304、(延)13,827 ・会議:1,781	・難病患者への訪問、面接支 援 ・難病患者訪問や 患者を支援 するスタッフによる支援方針調 整会議	地域保健 課
79	7	(6)	③	がん診療拠点 病院に設置さ れたがん相談 支援センター などにおける がん患者及び 家族に対する 相談支援	がん相談支援センター などにおける相談者 に対して、適切な相談機 関・窓口を案内	相談者に対して、適切な 相談機関・窓口につなぐ	相談者に対して、適切な相談機 関・窓口につなぐ	相談者に対して、適切な相談機関・ 窓口につないだ	相談者に対して、適切な相談 機関・窓口につなぐ	健康づく り課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
80	7	(6)	④	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応手引き集	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	介護関係職員が研修や手引書を活用し、より適切な支援ができるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年) 自殺総合対策相談対応手引き集の配布	介護関係者への自殺対策人材研修の周知を図る。	自殺対策研修を実施。 ・5回実施。 市町村職員63名受講 介護関係職員に特化した研修は未実施。	介護関係者への自殺対策人材研修の周知を図る。	こころの健康総合センター
81	7	(7)	①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒薬及び劇薬による自殺の予防につなげる。	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	実績:1,411件	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	薬務課
82	7	(7)	②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒物及び劇物による自殺の予防につなげる。	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	実績:818件	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	薬務課
83	7	(8)	①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡して、当該情報の削除を推進する。	自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡する等、当該情報の削除を継続して推進する。	自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡する等、当該情報の削除を継続して推進する。	自殺につながる情報を認知した場合に、インターネット・ホットラインセンターや掲示板管理者に連絡する等、当該情報の削除を推進した。	自殺につながる情報を認知した場合に、インターネット・ホットラインセンターや掲示板管理者等に連絡して、当該情報の削除を推進する。	府民応接センター

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
84	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	少年課	
85	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容(フィルタリングに関する事業者の説明責任等)の遵守率100%	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(101店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進(約5万部を配布)	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	青少年課
86	7	(8)	③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議等開催 相談対応	連絡会:2回、アドバイザー会議:2回、相談件数2件	アドバイザー会議等開催 相談対応	小中学校課
87	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実にを行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実にを行う。	自殺予告者が判明した場合に、他府県警察と相互に連携して自殺予告者に接触し、安否確認を実施した。	自殺予告者の特定に努め、安否確認を確実にを行う。	生活安全総務課
88	7	(9)	①	総合相談事業交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する			人権局
89	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神科的な支援 平成34年度 200件	事業利用件数 240件	利用件数: 277件	事業利用件数 240件	地域保健課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
90	8	(1)	②	精神科救急 医療体制整 備事業	夜間・休日における入 院治療等が必要な方 に対応するため、輪番 による空床確保等による 精神科の救急体制を実 施	夜間・休日において、精神疾 患の急変などにより緊急に診 療を要する患者のため、民間 精神科病院等の輪番制による 入院等の医療対応が可能な 体制を整備する。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応(入院・外来等)件数 1,500件	救急対応件数:1,623件	救急対応(入院・外来等)件数 1,500件	地域保健 課
91	8	(2)	①	大阪府自殺 未遂者連携 支援事業	府内救命救急センター に、搬送された自殺未 遂者への支援と地域関 係機関との連携につ いて検討を行う	救命救急センターに搬送 された自殺未遂者への支 援が充実されるよう なる。	実施予定なし。	自殺対策研修「未遂者支援」を救命 救急センター担当者へ周知。	自殺対策研修「未遂者支援」を 救命救急センター担当者へ周 知する。	こころの 健康総合 センター
92	8	(2)	①	自殺未遂者 相談支援セ ンター事業	自殺未遂で救命救急セ ンターに搬送された患 者で、自殺未遂者相談 支援センターの相談支 援に同意した者に対し、 アセスメントを行い、精 神科医療や相談機関へ のつなぎを行い、その 後治療・相談継続が行 われているかなどの フォローアップを1年間 定期的実施すること で、自殺未遂者の再企 図を予防する。	・(平成29年度末までの実 績において)自殺未遂者 相談支援センターでフォ ロアップした者の1年間 以内の未遂・搬送者率を1 0%以内にする ・府警・保健所・地域の関 係機関による自殺未遂者 の支援体制が強化されて いる。 ・事例検討等により、保健 所の精神保健相談員の自 殺未遂者に対する対応力 が向上している。	・救急救急センターへ搬送された自殺 未遂者のうち、支援について同意がと れ、フォローアップした数…100件 ・うち、1年以内に再企図するケースを 6件以内とする ・担当者会議開催数(事例報告含む) …6回 ・地域の関係機関との会議 (アイリス検証会議)の開催数…2回 ・自殺未遂者支援センター主催の研修 開催数…2回 ・3か年計画事業の最終年度にあたる ことより事業で培った自殺未遂者への 効果的な支援方策をカンファレンスや 研修会で地域の関係機関にフィード バックし関係機関のスキルアップをめ ざす。	・フォロー数:100件(うち再企図 8 件) ・担当者会議:9回 ・検証会議:1回 ・研修会等:1回	計画とおり平成30年度で終了	地域保健 課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課	
大	中	小				平成30年度		令和元年		
						事業見込み	事業実績	事業見込み		
93	8	(2)	①	自殺未遂者 相談支援事 業(いのちの 相談支援事 業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	・府内での自殺未遂者が減少している。 ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。	・各警察署(警察署所在地別)からの「支援事案情報提供書」受理数…360件(大阪市・堺市を除く) ・総支援数…4,800件 ・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布 ・本課において、事業の進捗状況の把握や、事業の課題について話し合うための関係機関会議を開催…1回	・各警察署(警察署所在地別)からの「支援事案情報提供書」受理数…360件(大阪市・堺市を除く) ・総支援数…4,800件 ・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布 ・本課において、事業の進捗状況の把握や、事業の課題について話し合うための関係機関会議を開催…1回	・地域保健課 ・保健所	
94	8	(2)	①	自殺未遂者 支援対象者 情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行った。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行う。	生活安全 総務課	
95	8	(2)	①	自殺対策人 材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	地域において、救急医療機関や警察、消防、保健所等の機関が相互に連携し自殺未遂者支援が充実している。 目標:受講者数 50名/年	未遂者支援研修の実施。	「未遂者支援」をテーマに研修を実施。 ・1回26名受講	未遂者支援研修の実施。	こころの 健康総合 センター
96	9	(1)	①	自死遺族相 談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	専門相談として自死遺族相談を実施。	電話相談…延べ件数46件(実数38件) 面接相談…延べ件数115件(実数21件)	専門相談として自死遺族相談を実施。	こころの 健康総合 センター
97	9	(2)	①	緊急支援 チームの派 遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	緊急支援チームの派遣	36回	緊急支援チームの派遣	小中学校 課

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課		
大	中	小				平成30年度		令和元年			
						事業見込み	事業実績	事業見込み			
98	9	(2)	①	障がいのあ る生徒の高 校生活支援 事業	必要に応じて、臨床心 理士等、エキスパート支 援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の 周囲の人々に対する心理 的ケアが行われるととも に、子どもたちが安心して 学校生活を送るための学 校体制を整える。	必要に応じて、臨床心理士等 エキスパート支援員を派遣し、周 圍の人々に対する心理的ケ アを行うとともに学校体制を整 える。	実施済み	必要に応じて、臨床心理士等 エキスパート支援員を派遣し、周 圍の人々に対する心理的ケ アを行うとともに学校体制を整 える。	高等学校 課	
99	9	(2)	①	福祉・医療 関係人材の 活用事業費	必要に応じて、学校に 臨床心理士を派遣し、 学校における教育相談 体制の充実を図る	自殺や自殺未遂発生後の 周囲の人々に対する心理 的ケアが行われるととも に、子どもたちが安心して 学校生活を送るための学 校体制を整える。	府立支援学校において、臨床心理 士の活用校数は37校で、活用時間 は全体で1061時間であった。その 内、大阪府北部地震発生に伴う子 どもへの緊急時対応として4校、また、 リストカットのある生徒への対応と して、1校に12時間、臨床心理士を配 置したケースも含まれる。	緊急時対応として、学校から希 望があった場合には、その必要 性を鑑み、適切に配置する。	緊急時対応として、学校から希 望があった場合には、その必 要性を鑑み、適切に配置する。	支援教育 課	
100	9	(3)	①	自死遺族の 情報提供	リーフレットやホーム ページ等を活用して、自 死遺族の回復や生活支 援(死後の手続き、経済 問題、法律問題等につ いて必要な情報提供及 び関係機関への橋渡し 等)の情報提供を行う。	遺族に必要な情報が適切 に提供され適切な機関に 繋がるようになる。 リーフレット等の配布数 3000部	自死遺族支援についてのリーフレ ット等を配布。 ・855部	自死遺族が必要な情報をリー フレット・ホームページにより提供す る。	自死遺族支援についてのリーフレ ット等を配布。 ・855部	関係機関に自死遺族が必要な 情報をリーフレット・ホームペ ージにより提供をする。	こころの 健康総合 センター
101	9	(3)	②	自死遺族支 援について の啓発リー フレット	リーフレットやホーム ページ等を活用して、自 死遺族に、地域におけ る自助グループの情報 を提供する。	遺族に必要な情報が適切 に提供され、遺族が自助 グループなどに繋がるよ うになる。 リーフレット等の配布数 3000部	自死遺族支援についてのリーフレ ット等を活用し情報提供を行 う。	自死遺族が必要な情報をリー フレット・ホームページにより提 供をする。	自死遺族が必要な情報をリー フレット・ホームページにより提 供をする。	こころの 健康総合 センター	
102	9	(4)	①	教育相談に 関する教職 員の資質向 上のための 取組み	教育相談を担当する担 当する教職員の資質向 上のために、遺児に対 するケアも含めた取組 みを進める。	教職員一人ひとりのカ ウンセリングスキル等 の資質向上が図られて いる。	教育相談に関する教職員の資 質向上を図るため、研修を実施予 定である。	教育相談基礎研修において「不登校 生徒の理解と支援」研修を実施。校 内における教育相談体制の在り方 や関係機関との連携について理解 を深めた。講師は教育相談室勤務 の臨床心理士。	教育相談に関する教職員の資 質向上を図るため、研修を実 施予定である。	教育セン ター	

指針新第3章 項目			自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況			担当課
大	中	小				平成30年度		令和元年	
						事業見込み	事業実績	事業見込み	
103	10	(1)	①	自死遺族団体と行政機 関との公民協働で事業 を展開することで団体 の活性化を図り、充実 した遺族支援が行える ようにする。	支援が必要な自死遺族に 必要な相談等の情報が行 き届き支援につながるよ うにする。 自死遺族支援に関する講 演会等開催 【H29年度で終了】	H29年度で終了。			こころの 健康総合 センター
104	10	(1)	②	民間団体が自殺対策と して自死遺族のわかち あいや電話相談等独自 の取組みを強化するた め、人材養成などの体 制整備にかかる費用に ついて補助し、活動支 援する。	・地域に根差した民間団 体の自殺防止に関する活 動が強化されている ・民間団体の自殺を防ぐ ための対応力が向上して いる	補助金を活用して自殺対策事業 を実施する団体として、6団体か らの参画を予定し、民間団体の 自殺を防ぐための対応力の向上 を図る。	団体数 5団体	補助金を活用して自殺対策事 業を実施する団体として、6団 体からの参画を予定し、民間 団体の自殺を防ぐための対応 力の向上を図る。	地域保健 課
105	10	(1)	③	市町村が地域の民間団 体と協働して取組みが できるように情報を提供 する。	市町村と民間団体が協働 して自殺対策に取り組め るようになる。	民間団体についての情報提供。	ホームページにより民間団体につい ての情報の提供。	民間団体についての情報提供 を随時更新する。	こころの 健康総合 センター